

所得階層と価値判断に関する研究^{1) 2)}

川 出 真 清

1. はじめに

近年、高齢化と度重なる東日本大震災を始めとした自然災害などで財政状況は悪化し続けている。高齢化は社会保険料負担も増加させており、公的負担については社会の重要な課題となっている。基礎年金の国庫負担率引き上げなどを受けた2014年度の消費税率引き上げや、公的年金や健康保険、介護保険などの保険料率の段階的引き上げなど、実際に目に見える形で、負担が増加し続けている。

一方、所得については、アベノミクスに代表される経済政策による恩恵が見られる一方、高齢化や阿部（2008）でも懸念された雇用の非正規化などで特に低所得世帯で社会保険料も十分取られない可能性をはじめ、北村・宮崎（2012）でも議論された経済格差が拡大しているとの指摘もなされる。また、税制及び社会保険制度は個別に改革されることが多いが、両者を組み合わせた最終的な公的負担や公的移転を通じた経済格差の実態把握が重要である。実際、土居（2010）、田中他（2013）、大野他（2014）、松田（2014）、八塩・蜂須賀（2014）など、それぞれに注目する制度が異なるが、税制と社会保障制度の双方の関係性に注目して分析している。

さらに、消費税率の引上げを始め、今後の公的負担の増加については、国民的理解が不可欠であるが、その際に重要なのは国民の価値判断であろう。例えば、幸福感や支持政党といった国民の価

値観は今後の政策決定の際に重要な要素となりうる。また、それらが国民の置かれた経済状態とどの程度関係しているかについて、検討をすすめることも重要であろう。

そこで、本論は「慶應義塾家計パネル調査（KHPS）」を用いて、租税に加えて社会保険料負担も考慮した個票データによって、国民の価値判断がどのようになっているかについて検討する。まず、KHPSの2009年から2012年調査を用いて、前年所得として聞かれる2008年から2011年の所得に税制及び社会保険制度を適用して、租税及び社会保険料負担額をそれぞれ再計算し、公的移転額を加えた等価総所得でみた10分位別に再分配後の所得である総所得を集計した。

また、KHPSは各回答者の価値判断についても、質問している。近年の経済格差の拡大懸念の中で、財政規律の回復は同時に国民的理解との対話の問題だと考えることもできる。特に、「現状への不満」、「将来への不安」、「イライラ感」など心身の実感や、「幸福感」、「希望」、「生きがい」といった価値判断は民主主義国家において、一定の影響を持ちうるものであり、特に経済格差の枠組みの中で、それらの価値判断がどのような状況になっているかを把握する必要はあるだろう。経済格差に対しては公的所得再分配機能によって、一定の改善をしているが、それでも諸外国に比べて十分なものとはいえない。例えば、我が国の所得税制は諸外国に比べて、再分配効果が高いものではなく、多くの所得控除などを通じて、高所得者

に有利な制度になっている。また、社会保障制度についても、低所得による公的年金の未納などによって、年金受給ができない高齢者世代の存在などは再分配というセーフティネットに多くの不備があることを表しているだろう。そこで、これらの価値判断と所得階層の関係を調査する。

本論は以下のように構成する。2節ではデータと推計方法、3節では2009年から2012年調査から得られる2008年から2011年の所得情報を用いた同期間の税制及び社会保険制度を適用した際の公的負担の状況について、その結果を示す。4節では等価総所得について10分位に分けた際の価値判断を集計し、所得階層と価値判断の相違について検討する。5節では「幸福感」、「希望」、「不満」、「不安」といった価値判断が、当初所得や公的な再分配、そしてその他の属性とどのような関係を持つかについて、クロスセクション分析によって評価する。6節で本論をまとめる。

2. データと推計方法

本論では世帯ごとの所得水準を把握し、税負担及び社会保険料負担を求めるために「慶應義塾家計パネル調査(KHPS)」を用いる。KHPSは2004年から、同一家計の所得や雇用状況を始めとして、全国約4,000世帯、7,000人に対して毎年追跡調査を行っているパネルデータであり、その規模も大きいことから、我が国における個票分析に大変有用な、数少ない資料の一つである³⁾。

また、長期の追跡調査のため、対象となる世帯が減少してゆくが、適宜、新しい調査対象を追加し、標本の規模を出来る限り維持するよう設計されている。また、結婚しており配偶者のいる有配偶世帯と、死離別も含めた無配偶世帯についても調査している。

本論では、KHPSは2004年よりデータが利用可能であったが、所得情報、支出情報などの理由から、精緻な評価が可能な2009年から2012年の調査に限定して、分析を行うこととした。また、毎年1月調査であることから、所得情報について

は前年所得であり、1万円単位で質問が行われている。一方、調査当年1月の消費に関する質問がなされる場合など、必ずしも調査年の情報が揃えられていない。社会保険料の計算の際に賞与の計数が必要であり、パネルデータであるため過去の回答に遡って調整することも可能だったが、新規に加わった世帯や情報の欠損による標本の縮小を回避する観点から、同年の賞与に関する情報を用いて、月収及び賞与といった前年の所得の計算に用いている。

また、租税については国税である所得税は当年の、地方税である住民税は前年の所得情報を用いて課税されるが、本論は標本規模を維持する観点から、所得税も住民税も同一年の所得に対して課税されるとして計算している。なお、社会保険料については部分的に、個別にその負担額を回答している場合もあるが、整合性の観点から本論の枠組みで再計算し、その計数を用いることとしている。

2.1 所得の計算

所得に関しては「昨年1年間に得た年収」という質問事項があり、そこからは「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「仕送り金・受贈金の受け取り」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「子ども手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」、「その他の収入」、と言った情報が入手可能である。特に「勤め先の収入」についてはその後の社会保険料の計算の際に月収と賞与に関する情報が必要なため、それらの情報を推計する際の補助情報の一つとして用い、その他についてはそれらの計数を前提に所得の計算をした⁴⁾。また、回答者本人、配偶者、その他家族という区分で質問がなされており、それぞれについて、社会保険料負担及び税制の適用を行う。なお、本論では調査年と所得情報の年の違いの混乱を避けるため調査年ではなく、本論は2008年から2011年といった所得年での表記に統一する。

「勤め先の収入」については昨年1年間の月給、賞与総額に関する質問があり、通常は「勤め先の収入」から賞与総額を引いて12分することで月給を求めている。ただし、賞与情報がない場合には「勤め先の収入」を12分し、「勤め先の収入」がなく月給、賞与総額の回答がある場合にはそこから、「勤め先の収入」を推計している。なお、賞与に関しては年2回として、賞与を2分して求めている。なお、その他家族については、月給、賞与総額の質問がないため、12分したものを月給としている。また、世帯員の複数がその他家族として就労する場合は、就業者で均等割して公的負担を求めている。

また、税制での優遇や「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「失業給付・育児休業給付」、「子ども手当・児童扶養手当」、「生活保護給付」については、公的移転として総所得に加えている。また、すべての所得を合算し、総所得が12万円以下の所得については回答の妥当性等の観点から分析から除外している。

2.2 社会保険料負担の計算

社会保険料負担については、公的年金、健康保険、介護保険、雇用保険の4つについて保険料負担の計算を行った⁵⁾。まず正規雇用者（「常勤の職員・従業員（正規社員）」かつ従業員規模が「1～4人」ではない）については厚生年金、全国健康保険協会管掌健康保険（介護保険料を含む）、雇用保険に加入しているとの前提で社会保険料負担を計算し、厚生年金基金には加入していないとしている。なお、標準報酬月額及び標準賞与額は各年の規定に従って計算されることとし、保険料率についても毎年のもの（東京都でかつ隔年の9月以降に適用される）を用いて計算している。

また、「契約社員」、「アルバイト・パートタイマー」、「派遣社員」、「嘱託」については勤め先収入が130万円を超える場合には正規雇用者と同じ扱いとしつつ、それ以外は国民年金、国民健康保険、介護保険に別途加入しているとした。なお、

勤め先が官公庁である場合、別途、国家公務員共済に入っているとし、その保険料率等は加入者が一番多いと考えられる財務省共済組合の計数を用いた。なお、「仕事についている」との回答でない場合で、所得条件から扶養されていると推定できる場合には社会保険料は課されないものとし、そうでない場合には別途、国民年金、国民健康保険、介護保険に加入しているとした。

国民年金については月額保険料を12倍して求め、更に低所得世帯については所得水準に応じて保険料免除（全額から4分の1免除）を適用することとした。国民健康保険と介護保険については地域別で設定され、かつその方式も多様であるため、資産割などが存在せず、均等割と所得割で求めることができ、さらに過去の資料を入手可能な東京都中野区の国民健康保険および介護保険制度を適用して、負担額を求めている⁶⁾。なお、この場合も各年度における減額規定を用いて、低所得世帯に対しては保険料の縮減を行っている。なお、社会保険の加入の有無に関する質問で、加入しているとの回答がない場合で、かつ正規雇用者ではない場合には社会保険は未加入としている⁷⁾。

2.3 税負担の計算

税負担については所得税、住民税、消費税について求めている。所得税、住民税は、年収のうち「勤め先の収入」、「自営・事業・内職収入」、「家賃・地代収入」、「利子・配当金」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」、「その他の収入」を課税対象とした。「勤め先の収入」、「公的年金」、「企業年金・個人年金」については所得控除である給与所得控除、公的年金等控除といった所得控除を適用している。また、「利子・配当金」については1万円単位であることから、税額控除である配当控除を適用している。その他の所得についてはそのまま課税所得として加えた。

その上で、基礎控除、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除（配偶者特別控除）、扶養控除、

寡婦(夫)控除を適用して、課税所得を求めている⁸⁾。税率はそれぞれから得られた課税所得に対して、所得税は累進税率(5~40%)、住民税は定率(10%)の税負担がそれぞれ課されている。また、税額控除として、先に述べた配当控除に加え、それぞれ記入があった場合には住宅ローン控除を適用している。

消費税については調査当年の1月のものを聞いているが、それを前年の12ヶ月も同様として消費税額を推計している。その際には、支出項目として、「食料費」、「外食・給食費」、「家賃・地代・住宅の修繕」、「集合住宅の共益費」、「交通費」、「電気代・ガス代・水道代」、「通信費」、「家具・電化製品・家事用品」、「衣類・はき物」、「保健医療費」、「教養・娯楽」、「交際費・小遣い」、「仕送り金」、「その他の支出」のうちで、消費税課税対象となると考えられる「食料費」、「外食・給食費」、「交通費」、「電気代・ガス代・水道代」、「通信費」、「家具・電化製品・家事用品」、「衣類・はき物」、「保健医療費」、「保健医療費」、「教養・娯楽」、「交際費・小遣い」、「その他の支出」に対して消費税が課されることとした。なお、「家賃・地代・住宅の修繕」については家賃などが主であると考え、「仕送り金」については支出が確実ではないため、消費税の課税対処から除外した。

2.4 価値判断に関する項目

国民の価値判断に関する項目については、2009年から2012年までの調査で共通に調査されている項目として、「イライラ」、「寝つきが悪い」、「人と会うのがおっくう」、「仕事への集中力がなくなった」、「今の生活に不満」、「将来に不安」がある。これらは、現在の心身に関して課題に感じている事柄だと捉えることができる。2010年と2011年には「いま衆議院選挙があったとすれば、比例代表選挙でどの政党に投票するか」、「支持政党」、「内閣支持」、「あなたは自由と平等のうちどちらが大切か」とする質問がある。これらについては政治的価値判断に加え、自由と平等について

は経済面における社会的なあり方について捉えていると考えられる。2011年と2012年では「幸福感 最近1年間」、「幸福感 一生」、「私の人生には生きがいがある」、「私の人生には希望がある」、「人生の苦難や苦しみは自分の行いに原因がある」、「人生の喜びや幸せは自分の行いに原因がある」という共通した質問がある。これらについては幸福感を中心として、現在と今後の人生における価値判断を聞いたものと思われる。それぞれの質問についてはスケールが異なるものの、主に間隔尺度で図られており、そう思う、もしくはそう思わないといった軸の中で、定量的に該当する実感を選択している。

3. 等価総所得に関する結果

2節の所得に関する部分で述べた方法によって、個々の世帯の公的負担及び公的移転を計算し、等価総所得別の平均値による集計を行った。また、その際には各年の等価総所得による10分位を用いて、その分位ごとで集計した。なお、10分位の各分位の等価総所得及び総所得の平均値を表1及び表2に示した。表1からは等価総所得を見た場合、KHPSのデータでは400万円未満の世帯が集中していることがわかる。これは世帯員を調整していない表2を見ると明らかである。また、表1及び表2の両者からわかることとしては、2008年は所得が高い時期であり、各分位の平均所得もその他の年に比べて高めになっている。一方で、2011年は東日本大震災の年でもあり、所得は低めになっている。各年の所得については

表1 等価所得分位別の等価総所得の平均値

階級/万円	2008	2009	2010	2011
第I分位	123.21	115.88	119.81	118.79
第II分位	203.88	195.99	201.84	198.25
第III分位	253.17	244.03	249.72	245.41
第IV分位	303.03	288.38	293.97	287.23
第V分位	352.06	337.07	342.01	331.64
第VI分位	412.44	390.09	393.31	380.67
第VII分位	490.52	459.83	462.32	446.89
第VIII分位	581.69	548.32	555.16	531.24
第IX分位	732.97	673.74	688.27	654.37
第X分位	1,316.61	1,129.61	1,165.53	1,069.63

表2 等価所得分位別の総所得の平均値

階級/万円	2008	2009	2010	2011
第I分位	200.72	187.71	190.13	186.20
第II分位	332.73	328.33	329.68	318.45
第III分位	428.91	411.20	422.22	407.42
第IV分位	519.15	496.84	498.32	476.35
第V分位	603.19	574.84	591.02	576.05
第VI分位	693.87	666.85	658.66	642.21
第VII分位	827.49	765.15	793.09	762.33
第VIII分位	949.00	891.58	912.32	895.62
第IX分位	1,143.85	1,083.60	1,082.04	1,048.27
第X分位	1,920.03	1,591.62	1,695.29	1,557.65

若干の変動があるものの、概ね安定しており、KHPSの所得データは安定していると考えられる。

図1には世帯所得別のヒストグラムを示した。国民生活基礎調査の各年資料などと比べ、平均所得が686.5万円、中位所得で600万円など、両者とも150万円程度高く、全体的に高所得世帯が多めになっている。なお、課税後の所得である可処分所得は図2に示されており、平均所得が573.9

万円、中位所得で513.4万円であり、100万円程度低下している。

表3には2011年における各分位別の平均公的負担額が示されており、所得税や住民税などは低所得世帯がほとんど負担しておらず、高所得世帯では第X分位で所得税や住民税を合わせて、一世帯あたり205万円負担するなど大きな差がある。ただし、消費税は第I分位でも10万円、公的年金、健康保険、介護保険などの社会保険も5万円前後の負担をしており、項目によってその負担額にばらつきがある。これらからわかることは、所得税、住民税、公的年金については所得に対して累進的、健康保険と雇用保険は所得に対して中立的、所得税と介護保険は所得に対して逆進的な負担構造となっており、公的負担が常に格差是正的正的であるわけではないこともわかる。

表4には2011年の各世帯所得分位別の一世帯あたりの公的移転所得額と公的負担を合わせた純

図1 世帯当初所得の分布（2011年）

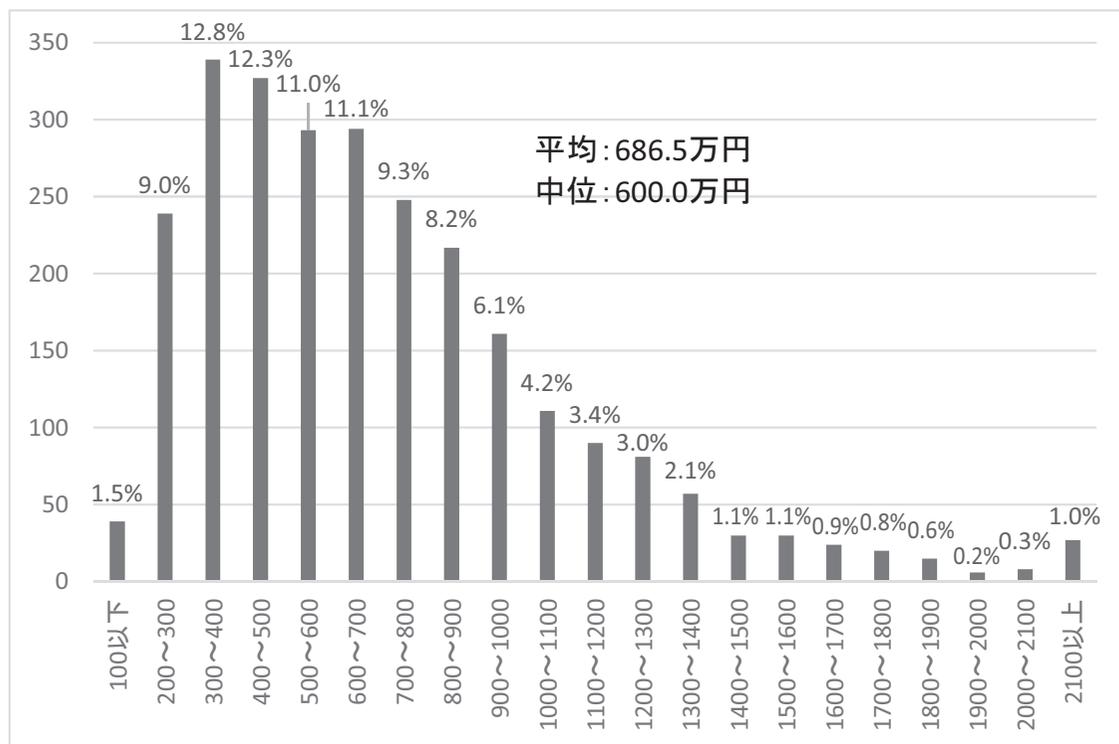
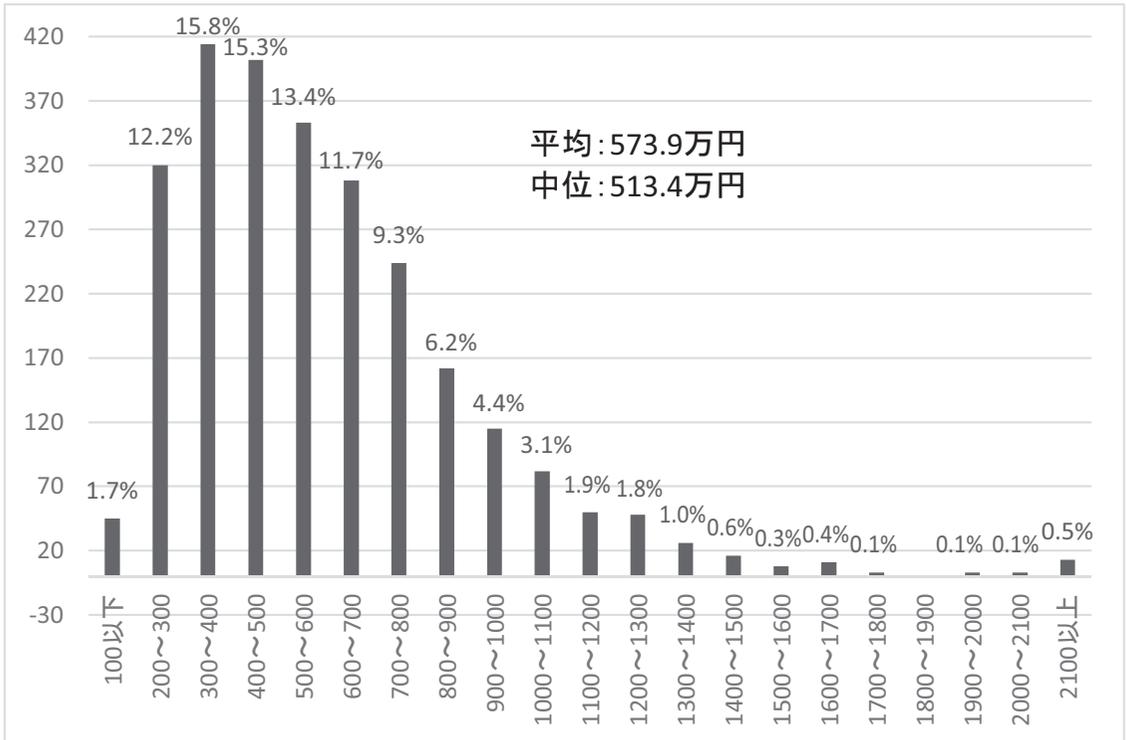


図2 世帯可処分所得の分布 (2011年)



受取額を示している。表4からは公的移転所得では年金所得がその大半を占め、低所得世帯だけではなく高所得世帯も比較的大きな移転を受け取っていること、さらには、公的年金は低所得世帯では他の世帯に比べて半分程度しかないことがわかる。そのため、公的純受取額から見ても第I分位

は純移転が第II分位よりも小さくなっている。

このように所得分位別で公的負担および移転の構造に違いがある。そのような状況下で、再分配後の総所得でみた場合に、それぞれの価値判断がどのように変化するのかについて、細かく見てゆく事とする。

表3 等価所得分位別の公的負担額 (2011年)

階級/万円	所得税	住民税	消費税	公的年金	健康保険	介護	雇用
第I分位	0.21	0.57	10.38	5.01	7.35	2.07	0.12
第II分位	0.98	2.56	13.05	11.53	11.69	3.82	0.45
第III分位	1.96	4.96	15.32	18.30	15.29	4.22	0.85
第IV分位	2.73	7.01	16.74	22.27	19.94	4.40	1.09
第V分位	5.29	11.74	17.19	31.38	25.42	4.31	1.58
第VI分位	7.29	15.60	20.14	37.96	27.77	4.62	1.87
第VII分位	13.83	22.89	20.41	43.97	35.71	4.92	2.22
第VIII分位	18.09	28.45	23.77	52.84	41.02	5.79	2.74
第IX分位	31.15	38.67	24.11	58.86	46.88	6.22	2.85
第X分位	123.50	81.97	27.32	71.43	58.03	7.06	4.17

表4 世帯所得分位別の公的純受取額

階級/万円	公的年金等	失業手当	児童手当等	生活保護	純受取
第I分位	51.94	1.29	7.16	6.24	40.93
第II分位	97.98	1.06	7.80	0.91	62.80
第III分位	111.23	1.44	8.12	1.40	61.06
第IV分位	119.75	1.09	7.13	0.06	53.35
第V分位	92.11	2.47	9.22	0.00	6.34
第VI分位	85.97	1.87	8.44	0.00	-19.70
第VII分位	97.38	1.56	6.74	0.00	-39.57
第VIII分位	98.82	1.88	5.21	0.00	-67.39
第IX分位	109.29	0.49	4.99	0.00	-96.08
第X分位	104.29	0.85	3.15	0.00	-253.96

4. 各世帯所得階層別の価値判断について

世帯所得階層別でみた場合、それぞれの価値判断はどのようになっているだろうか。本節ではそれらについて詳細に見てゆくこととする。なお、この場合の価値判断とは世帯全体の価値判断ではなく、アンケート回答者の価値判断である。この場合、KHPSでは回答者が有配偶・無配偶両者に対して、アンケートを取っており、男女構成について何らかの調整を行っているわけではない。本論でもそれらの調整は困難であることから、本分析で用いたアンケート回答者の特性を所得階層別に確認しておきたい。

表5には等価総所得分位別のアンケート回答者の属性が示されている。まず、世帯所得階層別のアンケート回答者の性別が示されている。第IV分位のあたりまでは女性回答者のほうが多いが、その比率も徐々に低下してゆき、第V分位から上の所得階層からはほぼ同数、わずかに男性が多

い状態で安定し、第X分位でそれ以前と同じ状況に戻っている。したがって、第IV分位のあたりまでと第X分位は女性回答者が多い点に一定の留意が必要だが、その他についてはほぼ均質と考えてよい。

婚姻状態については、第I分位で未婚者の割合が多く、第II分位と第X分位で若干ではあるが未婚者の割合が多いほかは、その他の分位ではほぼ同じ割合で既婚者が多い状況となっている。

最後に、就学就労状況を示している。この結果からは回答者の就労割合が高いことがわかる。また、高所得分位ほど就労者の割合が増加している。一方、低所得分位に「その他」が増えるのは年金受給者等で、就労も就学もしていない回答者によるものだと考えられる。

4.1 心身の実感と経済状態について

価値判断には身体的および心理的実感が与える影響は大きいと考えられる。また、経済状態もそれらの影響を与えると考えられるため、それらの相互関係を評価することは重要であろう。表6には世帯所得階層別の心身の実感を一覧にしている。なお、本質問については2009年調査から2012年調査の全てを集計したものである。

全ての質問は負担に関する実感になっているが、全体的に「将来に不安」、「イライラ」、「今の生活に不満」、「寝つきが悪い」、「仕事への集中力がなくなった」、「人と会うのがおっくう」の順で

表5 回答者の属性（2009年から2012年までの合計）

	性別		婚姻		就学就業			
	男	女	未婚	既婚	就学	就業	家事・育児	その他・無回答
1	456	768	562	662	10	699	272	169
2	551	676	359	868	1	694	301	151
3	553	667	232	988	1	760	287	126
4	613	603	211	1,005	1	805	255	107
5	621	603	203	1,021	2	863	240	77
6	617	610	226	1,001	3	887	231	75
7	633	598	188	1,043	1	942	197	68
8	601	598	172	1,027	2	944	183	51
9	616	605	203	1,018	3	957	180	50
10	563	655	347	871	7	968	185	40
合計	5,824	6,383	2,703	9,504	31	8519	2331	914

表6 等価総所得別の回答者の心身状態

	イライラ			寝つきが悪い			人と会うのがおっくう		
	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答
1	650	547	27	500	701	23	448	758	18
2	610	586	31	441	754	32	415	781	31
3	656	540	24	424	772	24	412	790	18
4	632	569	15	403	805	8	389	815	12
5	597	610	17	390	816	18	366	844	14
6	633	574	20	396	810	21	398	808	21
7	608	601	22	369	835	27	383	828	20
8	582	599	18	351	834	14	357	828	14
9	567	639	15	357	845	19	361	846	14
10	582	613	23	392	816	10	327	875	16
合計	6,117	5,878	212	4,023	7,988	196	3,856	8,173	178
	仕事への集中力がなくなった			今の生活に不満			将来に不安		
	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答	「よくある」 「ときどき」	「ほとんどない」 「全くない」	無回答
1	408	774	42	681	522	21	898	316	10
2	378	807	42	619	588	20	887	323	17
3	367	821	32	583	624	13	847	363	10
4	382	810	24	562	649	5	818	391	7
5	352	851	21	550	664	10	792	424	8
6	394	807	26	516	692	19	781	432	14
7	393	816	22	523	693	15	774	444	13
8	407	776	16	501	690	8	728	466	5
9	400	803	18	475	733	13	701	507	13
10	381	821	16	448	760	10	667	546	5
合計	3,862	8,086	259	5,458	6,615	134	7,893	4,212	102

表7 世帯所得階層別の仮想的投票政党

総所得	民主党	自由民主党	公明党	共産党	社民党	その他の 政党	投票しない	わからない 無回答
1	95	88	37	24	3	49	173	140
2	90	106	31	19	7	78	151	131
3	114	117	25	16	7	51	140	133
4	116	93	24	26	7	65	147	130
5	128	88	18	20	10	69	143	133
6	114	107	18	24	8	53	137	150
7	132	116	25	30	7	59	118	132
8	106	115	21	17	12	55	135	130
9	120	124	24	26	11	57	107	138
10	117	154	4	19	7	68	115	122

不調を訴える回答者が多い。なお、「将来に不安」、「イライラ」は全体でも半数以上が不調を訴えている。

世帯所得階層との関係についてはやはり低所得分位ほど、心身における不快を実感していることが多いことがわかる。特に「将来に不安」との質問については第III分位までの世帯では7割を超え、逆に第IXおよびX分位は6割を割っている。一方で、「仕事への集中力がなくなった」と

する質問には所得分位はそれほど大きな変化は見られない。なお、表には示さないが、当初所得で見ても、公的負担および公的移転後の所得である総所得で見ても、結果はほとんど変わっていない。

これらからわかることは心身に関する質問については、その内容によって不調とする回答はまちまちであるが、低所得分位ほどその不調を訴えること、一方で高所得分位と低所得分位の間で不調

表8 世帯所得階層別の支持政党

	民主党	自由民主党	公明党	共産党	社民党	その他の 政党	支持政党 なし	わからない 無回答
1	91	80	38	19	0	122	181	78
2	89	101	32	12	6	141	173	59
3	104	106	24	9	7	111	170	72
4	105	85	23	19	3	129	175	69
5	105	78	15	15	9	136	186	65
6	106	85	18	18	5	145	165	69
7	108	94	23	22	3	147	174	48
8	104	100	21	7	12	133	161	53
9	96	104	21	15	10	130	168	63
10	101	143	4	11	7	128	151	61

表9 世帯所得階層別の内閣支持率と自由と平等の志向

	内閣支持 2010年調査			内閣支持 2011年調査			自由と平等		
	支持する	支持しない	無回答	支持する	支持しない	無回答	自由	平等	わからない 無回答
1	105	193	14	66	223	8	94	223	289
2	111	196	9	70	223	4	114	238	259
3	128	175	5	56	237	2	119	220	263
4	124	180	8	57	236	3	124	223	259
5	133	167	12	69	223	5	137	185	287
6	121	181	9	67	227	6	169	183	256
7	141	170	8	54	240	6	181	169	267
8	125	175	5	55	227	4	163	177	249
9	123	178	10	52	241	3	161	193	250
10	126	176	9	55	236	4	187	149	268

とする回答の差異は最大でも2割程度で、例えば、高所得分位の回答者はほとんど不調を訴えないのに対して、低所得世帯のほとんどが不調を訴えているという状況にはなっていないことがわかる。

4.2 政治的価値判断と経済状態について

経済状態は租税および社会保険を通じた公的負担、年金や医療介護、雇用保険、生活保護に至るまでの社会保障制度を通じた公的移転を通じて変化する。その方針を決定する際に必要なのは政治過程であり、そこでは投票者の価値判断が重要だと考えられる。

まず、表8には「いま衆議院選挙があったとすれば、比例代表選挙でどの政党に投票するか」、「支持政党」、「内閣支持」、「あなたは自由と平等のうちどちらが大切か」の質問に関して、世帯所得階層別の回答数が示されている。なお、本質問

については2010年調査と2011年調査の計数を用いている。なお、同時期は2009年9月の政権交代に伴う民主党政権の期間内であり、2010年1月は鳩山由紀夫内閣、2011年1月は菅直人内閣の時期である。

表8には「いま衆議院選挙があったとすれば、比例代表選挙でどの政党に投票するか」（以下、仮想的投票政党）についての集計結果が示されている。表8からは、高所得分位になるほど、「民主党」と「自由民主党」割合が増加し、相対的には「自由民主党」のほうが多くなる傾向にある。一方、「公明党」、「共産党」、「社民党」、「その他の政党」は特に顕著な傾向は見られない。なお、「投票しない」とする回答も高所得分位になるほど低下することから、高所得分位になるにつれ、「投票しない」とする回答者の減少分が「民主党」と「自由民主党」に投票しようとしていることがわかる。

表9には支持政党が示されているが、仮想的投票政党と異なり、継続的に支持している政党と考えることができるが、この回答には世帯所得階層別の傾向を見て取ることが難しい。「支持政党なし」とする回答が高所得分位になるほど低下することはわかるが、それらが「その他政党」や「支持政党なし」に流れており、結果的に特定の政党支持と世帯所得階層の関係を導くまでには至っていない。

このことは表9の内閣支持においても、同様の傾向を持っている。2010年の鳩山内閣では政権交代直後であったこともあり、内閣支持は党内対立などが明らかとなって混乱した2011年の菅内閣よりも高い。なお、両政権の内閣支持についてはわずかではあるが、高所得分位になるほど、鳩山内閣では高く、菅内閣では低くなる傾向にある。したがって、政党に対する価値判断については所得分位で顕著な関係はないと考えられる。

一方、同じく表9に示される、経済活動における政治的価値観でもある「あなたは自由と平等のうちどちらが大切か」とする質問については、所得分位で顕著な関係が見られる。表9にあるように、第I分位で約38%が平等を重んじるのに対して、第X分位では約25%に留まっており、低所得分位ほど平等に対する志向が高いことがわかる。ただし、どの所得分位でも45%程度の回答者が「わからない・無回答」としており、約半数は特定の価値観を有してはいない。その意味で

は、心身の実感で明らかとなったのと同様に、所得分位で大きな価値観の相違があるわけではないこともわかる。なお、表には示さないが当初所得と総所得の間の結果の相違は見られない。

4.3 幸福感と経済状態について

世帯所得階層別の幸福感はどうなっているのだろうか。「幸福感最近1年間」、「幸福感一生」、「私の人生には生きがいがある」、「私の人生には希望がある」、「人生の苦難や苦しみは自分の行いに原因がある」、「人生の喜びや幸せは自分の行いに原因がある」とのいう質問についての世帯所得分位別の関係を示している。なお、2011年調査と2012年調査の結果を用いている。

表10にそれらの結果の一覧が示されている。まず、「最近1年間の幸福感」と「これまでの一生の幸福感」については、両者とも高所得分位になるほど幸福感を強く実感し、逆に弱く感じることも少ないことがわかる。また、高所得分位ほど「普通」に感じる割合も低下していることから、所得分位が高いほど幸福感を感じやすい状態にあることがわかる。いずれについても当初所得と総所得の間の相違は見られなかった。

短期的とも言える「最近1年間の幸福感」とこれまでを全般を振り返った「これまでの一生の幸福感」については、若干の相違があり、所得分位に関わらず「これまでの一生の幸福感」を肯定的に捉えていることがわかる。これは低所得分位で

表10 等価総所得別の幸福感

	最近1年間				一生			
	弱い (0から3)	普通 (4から6)	強い (7から10)	無回答	弱い (0から3)	普通 (4から6)	強い (7から10)	無回答
1	130	277	164	6	89	294	188	6
2	90	219	262	6	59	246	266	6
3	69	240	265	6	48	240	286	6
4	66	234	271	0	45	237	288	1
5	63	222	292	0	35	227	315	0
6	60	248	269	1	41	234	302	1
7	55	227	295	4	33	229	315	4
8	48	207	307	2	30	197	335	2
9	50	217	306	3	31	203	339	3
10	34	220	319	1	21	196	356	1
合計	665	2311	2750	29	432	2303	2990	30

表 11 等価総所得別の希望や生きがい

総所得	希望			生きがい		
	「あてはまらない、 「どちらかというとな てはまらない」	「どちらともいえ ない」・無回答	「あてはまる」、「ど ちらかというとな てはまる」	「あてはまらない、 「どちらかというとな てはまらない」	「どちらともいえ ない」・無回答	「あてはまる」、「ど ちらかというとな てはまる」
1	122	244	211	97	238	242
2	88	253	236	66	227	284
3	73	241	266	56	205	319
4	81	216	274	61	201	309
5	68	216	293	54	183	340
6	70	217	291	53	191	334
7	76	205	300	54	193	334
8	57	205	302	32	173	359
9	59	221	296	48	185	343
10	55	199	320	38	187	349

も高所得分位でも世帯所得の流動性がある場合、一時的に高所得や低所得になることもありえ、そのような状況下では幸福感が低い状況が続くわけではなかったという肯定的な認識があるためではないかと考えられる。

次に、「私の人生には生きがいがある」、「私の人生には希望がある」という質問については、表 11 に集計結果が示されている。同質問は、現在および将来の生活に価値を見いだせるかを問うているものと考えられるが、両者ともにやはり高所得分位ほどそれらを見出すことができる一方で、低所得分位ほど否定的または「どちらともいえない」といった回答になる傾向が見られる。ただし、現在の生活に価値を見出す「生きがい」については「希望」よりも所得階層を問わず肯定的に捉える傾向にあり、裏返せば「希望」は所得の影響を受けていることもわかる。

最後に、表 12 において、自分の行動と結果を結びつける質問と考えられる、「人生の苦難や苦しみは自分の行いに原因がある」、「人生の喜びや幸せは自分の行いに原因がある」という質問に関して集計を行っている。これは、例えば、現在の所得階層を自分の行動に帰するか、偶然によるものとするかという価値判断を表していると考えられる。苦難と喜びという対立した価値判断であるため、ほぼ同じ結果が出ると予想されるが、結果は予想を裏切るものであった。「人生の苦難や苦しみは自分の行いに原因がある」とする質問には所得分位との関係が見られないのに対して、「人生の喜びや幸せは自分の行いに原因がある」については高所得分位ほど自分のおこないよると判断する傾向にあることがわかる。これが示すことは、苦難は偶然だが、喜びは自分の行いが重要であるとの理解があると示しているであろう。

表 12 世帯所得階層別の人生における苦楽の原因について

総所得	人生の苦しみは自分に原因がある（確率）				人生の喜びは自分に原因がある（確率）			
	低程度 (0から30)	中程度 (40から60)	高程度 (70から100)	無回答	低程度 (0から30)	中程度 (40から60)	高程度 (70から100)	無回答
1	108	302	164	3	77	286	211	3
2	117	274	179	7	69	274	228	6
3	114	277	183	6	65	246	263	6
4	119	268	180	4	53	241	272	5
5	97	293	187	0	56	259	262	0
6	115	269	191	3	56	231	287	4
7	108	290	180	3	39	264	275	3
8	104	267	190	3	47	255	259	3
9	97	279	196	4	41	225	306	4
10	118	282	174	0	48	241	285	0

ただし、両者の質問とも自分の行いが影響を与える確率は低いとする回答はどの所得分位であっても2割程度にとどまり、全体的に見れば、自分の行いが一定程度、苦難にも喜びにも影響を与えているという認識があるといえるだろう。

5. 公的再分配と価値観について

これまでの等価総所得分位のもとで、心身の実感、政治的価値判断、幸福感といった観点からその特徴を検討した。やはり、高所得分位ほどすべての面で良い傾向にあることはわかるが、大きく二分されるほどのものではなく、一定割合で相対的に望ましい状態になるにすぎないことがわかった。

では、それらの価値判断に公的再分配はどの程度影響しているのか。それらを確認するために、本論ではクロスセクションの回帰分析によって、再分配の統計的有意性の評価を行った。表9に「幸福感」、「希望」、「不満」、「不安」のそれぞれの価値判断について、「等価当初所得」、「総所得/当初所得」、「就労」、「婚姻」、「性別」、「生年」、「扶養家族数」といった変数を用いて、回帰分析を試みた。表13にはその結果が示されている。なお、「総所得/当初所得」は再分配後の所得である総所得と当初所得の比をとることで公的再分配の程度を表している。

結果からは、「総所得/当初所得」に統計的有

意性を確認できる結果は得られなかった。「幸福感」を除いては等価総所得がその改善に寄与することが明らかとなり、「婚姻」も同様であった。一方、「就労」している場合や女性の場合には「不満」、「不安」が高まる傾向にあり、「生年」は後の世代ほど幸福感を下げ、不満も上昇させている。なお、女性については「不満」、「不安」が高まる傾向にあるものの、同時に「希望」も高かった。したがって、公的再分配は他の属性に比べて、顕著に価値判断に影響を与えているわけではない。

6. まとめ

本論は「慶應義塾家計パネル調査 (KHPS)」を用いて、租税に加えて社会保険料負担も考慮した個票データによる経済状態と価値観に関する評価を試みた。まず、KHPSの2009年から2012年調査を用いて、当時の税制及び社会保険制度を適用して、租税及び社会保険料負担額、公的移転額をそれぞれ再計算し、等価総所得でみた10分位別の公的負担を集計した。あわせて、同個票の中の価値判断に関する変数を利用し、所得階層別の関係を評価した。

その結果、所得分位の違いは一定の割合で相対的に価値判断が異なることが明らかとなった。例えば、心身の実感や所得分位が高いほど幸福感を始めとする肯定的な価値判断を持つ傾向にあり、

表13 価値判断に関するクロスセクション分析

	等価 当初所得	総所得/ 当初所得	就労し ている	結婚し ている	性別	生年	扶養 家族数	定数項
幸福	-0.0024455 (0.0029)	-0.2275297 (0.8437)	0.1013198 (2.2152)	-2.927001 (2.6926)	0.1669511 (1.8835)	-0.1973421 (0.0847)	0.6059938 (0.9035)	402.3849 (165.7712)
						**		**
希望	0.0002882 (0.0000)	0.0084549 (0.0129)	0.0434484 (0.0339)	0.262027 (0.0412)	0.0926292 (0.0288)	0.0015885 (0.0013)	0.0325884 (0.0138)	-0.448974 (2.5388)
	***			***	***			
不満	0.0001644 (0.0000)	-0.0008715 (0.0127)	-0.104284 (0.0238)	0.1044634 (0.0291)	-0.1183812 (0.0204)	-0.0043236 (0.0009)	-0.0349969 (0.0097)	11.17531 (1.7495)
	***		***	***	***	***	***	***
不安	0.0002433 (0.0000)	-0.0034192 (0.0125)	-0.1129328 (0.0234)	0.1335659 (0.0286)	-0.155284 (0.0201)	0.0009016 (0.0009)	-0.0240997 (0.0095)	0.5469915 (1.7195)
	***		***	***	***		***	

注：カッコ内は標準誤差、*印はp値がそれぞれ、*が10%、**が5%、***が1%を表す

低いほどそうならないことがわかる。政治的価値判断についても高所得分位ほど政治的関心は高まる。ただし、それらはあくまでも全体的傾向における数割程度の違いに留まり、両者の価値観が全く2つに割れるほどの状況になっているわけではない。それらはこれまでの人生における「幸福感」が所得分位にかかわらず、全体的に肯定的な点にも現れていると考えられ、所得の流動性により常に低所得分位に張り付くわけではないという理解が、それらを限定的なものにとどめているのではないかと考えられる。

また、所得再分配によって幸福感が影響されるかについては、クロスセクション分析にとどまるが、その影響を見て取ることはできず、それ以外の属性のほうが統計的有意性を持っていた。したがって、今後も詳細な検討が必要であるが、現段階では公的再分配が幸福感を左右するほどの重要な要素になっているとは言い難い。

ここから得られることとしては、当初所得を含む所得の上昇と、所得階層間の流動化が人生全般の「幸福感」には有効であるという可能性である。逆に所得が低下し、流動性も低下すると、所得階層別の社会対立に発展する可能性も否めない。それを避けるには、所得階層間の価値観の一定の相違を認めつつ、階層の固定化が進まないようにする必要があろう。また、公的再分配政策の強化が必ずしも幸福感につながらないのであれば、セーフティーネットとしての役割を個人や世帯の稼働力の上昇や再チャレンジの環境整備に集約することが重要なのではないだろうか。

なお、KHPSが本来はパネルデータであり、中澤他（2014）で議論されたような所得変動について、個票データを異時点間で評価することができる利点を持っている。本論では定性的分析や単純なクロスセクションによる回帰分析など分析に留まったが、パネル個票データの特性を用いた精緻な統計分析に拡張してゆかねばならない。

注

- 1) 本論は科学研究費補助金 基盤研究 (C)「財政運営と有権者の価値観に関する実証分析」(課題番号 26380376) の補助を受けて行われた研究である。
- 2) また、本論は慶應義塾大学から「慶應義塾家計パネル調査 (KHPS)」における個票データの提供を受けた。
- 3) 標本の脱落を補うため、約 1,400 人 (2007 年)、その後約 1,000 人 (2012 年) を対象に加えている。2015 年末より 2009 年より実施されている日本家計パネル調査 (JHPS) と統合し、日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS) となっている。
- 4) KHPS には退職金に関する質問が別途存在するが、勤続年数がわからないため、税額が計算出来ないため所得の計算から除外している。
- 5) KHPS でも一部の社会保険料の実額を聞いているが、大野他 (2015) では『全国消費実態調査』と『家計調査』において、理論値に比べて記入値が過少になるとされている。本論も過少な傾向があったが、未記入のものも散見されたため理論値とした。
- 6) 旧ただし書き所得への移行も 2011 年の保険料から適用している。
- 7) なお、正規雇用者でかつ社会保険加入義務のある事業所が加入せず、個人で社会保険に入っている場合はないとの前提で計算している。
- 8) 情報がないため、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除は適用していない。

参考文献

- 阿部彩 (2008) 「格差・貧困と公的医療保険：新しい保険料設定のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』, 第 44 巻 3 号, pp.332-347.
- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子 (2013) 「家計の税・保険料負担：『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」PRI Discussion Paper Series No.13A-07, 財務省財務総合

政策研究所.

大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子 (2014) 「家計の税・保険料負担：『全国消費実態調査』を用いた計測」『フィナンシャル・レビュー』第118号, pp.77-94.

大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学 (2015) 「家計の税・社会保険料の比較」フィナンシャル・レビュー, 122号, 40-58頁.

北村行伸・宮崎毅 (2012) 「所得不平等と税の所得再分配機能の評価：1984 - 2004年」Hitotsubashi University Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series 230.

田近栄治・八塩裕之 (2006) 「税制による所得再分配 - 所得控除にかわる税額控除の活用 -」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配：格差拡大への政策対応』, 東京大学出版会, 第4章.

田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析：『全国消費実態調査』の個票データを用いて」フィナンシャル・レビュー, 第115号, pp.117-133.

土居丈朗 (2010) 「子ども手当で導入に伴う家計への影響分析 - JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション」, 『経済研究』, 第61巻, 第2号, 137-153頁.

土居丈朗・朴寶美 (2011) 「所得税制改革が家計に与える影響：平成23年度税制改正大綱に関するマイクロ・シミュレーション」KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES DP2011-001.

中澤正彦・松田和也・米田泰隆・菊田和晃 (2014) 「国民生活基礎調査の個票データによる所得税収変動要因等の定量的分析」フィナンシャル・レビュー, 117号, 78-95頁.

松田和也・大関由美子・菊田和晃・上田淳二 (2014) 「人口構造の変化に伴う社会保険料増加が将来の所得税の課税ベースに与える影響—マイクロ・シミュレーションの手法を用いた将来推計—」, フィナンシャル・レビュー, 95-119頁, 第118号, 財務省財務総合政策研究所.

八塩裕之 (2012) 「個人住民税の課税ベース拡大による税制改革について」, No.67, 79-101頁, 日本経

済研究.

八塩裕之・長谷川裕一 (2009) 「わが国家計の消費税負担の実態について」, 『経済分析』182号, pp.25-47.

八塩裕之・蜂須賀圭史 (2014) 「高齢化が所得税の課税ベースに与える影響について - 個票による年金課税のシミュレーション分析 -」フィナンシャル・レビュー, 118号, 120-140頁.